

平成19年8月3日  
農林水産省

## 生鮮食品の品質表示実施状況調査等の結果について（平成18年度）

農林水産省では、全国で販売されている生鮮食品の品質表示について、表示が適切に行われているかを日常的に調査しています。

この調査は、小売店舗における表示状況と中間流通業者が行っている表示状況について、商品の表示の確認に加えて、伝票等の根拠書類の確認により行っているものです。

今回、本調査について平成18年度の結果をとりまとめましたので公表します。

なお、これらの調査を通じて表示違反の疑義があった場合には、立入検査や任意検査を行い、JAS法に基づく指示・公表等の措置を適切に講じたところです。

### 調査結果の概要

#### 1 小売店舗における生鮮食品の表示実施状況調査

##### 農畜水産物（米穀を除く）の表示実施状況

調査実施小売店舗数	36,956店舗
ア 「名称」の表示	
・全商品に表示していた店舗数	32,920店舗（89.1%）
・表示率80%未満の店舗数	1,049店舗（2.8%）
イ 「原産地」の表示	
・全商品に表示していた店舗数	30,602店舗（82.8%）
・表示率80%未満の店舗数	1,585店舗（4.3%）
販売商品数	5,517,208商品
・「名称」の表示がなかったもの	27,186商品（0.5%）
・「原産地」の表示がなかったもの	56,228商品（1.0%）

##### 米穀の表示実施状況

調査実施小売店舗数	21,939店舗
販売商品数	401,399商品
・表示項目のいずれかについて欠落があったもの	966商品（0.2%）
（主な欠落項目は以下のとおり。）	
・「精米年月日」の表示がなかったもの	622商品（0.2%）
・「原料玄米」の表示がなかったもの	610商品（0.2%）

小売店舗における表示欠落商品に係る 追跡調査の対象となった中間流通業者 の事業所数	236事業所(1,474商品)
---	-----------------

- ・表示項目のいずれかについて欠落があったもの 319商品 (21.6%)  
 (主な欠落項目は以下のとおり。)
- ・「精米年月日」の表示がなかったもの 216商品 (14.7%)
  - ・「原料玄米」の表示がなかったもの 214商品 (14.5%)

(注) なお、本追跡調査の結果は、小売店舗において表示の欠落があった商品についてのみ中間流通業者を対象として調査したものであり、中間流通業者における表示状況全体の傾向を示すものではない。

名称及び原産地(水産物にあつては、「解凍」及び「養殖」を含む。)の表示の真正性の確認

都道府県単位で、毎月、農産物、畜産物及び水産物それぞれ1品目ずつ及び地方農政局等单位で、毎月、農産物、畜産物又は水産物から1品目を調査

調査実施小売店舗数 16,818店舗  
 調査対象商品数 83,529商品

調査の結果

- ・不適正な名称又は原産地の表示がみられた店舗数及び商品数 112店舗 (0.7%)  
 259商品 (0.3%)
- ・水産物における「解凍」又は「養殖」の表示の欠落があったものは、水産物の真正性確認調査対象商品16,373商品のうち884商品(5.4%)であった。

牛肉の名称及び原産地の表示の根拠確認

調査実施小売店舗数 6,897店舗  
 調査対象商品数 116,638商品

調査の結果

- ・不適正な名称又は原産地の表示がみられた店舗数及び商品数 11店舗 (0.2%)  
 26商品 (0.0%)

## 2 中間流通業者における生鮮食品の表示実施状況調査

表示状況を調査した中間流通業者数 5,058事業所  
 調査対象商品数 114,597商品

一部の商品に名称又は原産地の表示欠落がみられた事業所数及び商品数 77事業所 (1.5%)  
 269商品 (0.2%)

名称及び原産地(水産物にあつては、「解凍」及び「養殖」を含む。)の表示の真正性を確認した結果

不適正な名称又は原産地の表示がみられたもの 17商品 (0.0%)  
 表示の真正性の確認がとれなかったもの 706商品 (0.6%)

### 3 有機農産物等の表示実施状況調査

#### 小売店舗調査

「有機」等の表示又は「農薬不使用」等の表示の調査対象店舗数等

ア) 調査対象店舗数 10,877店舗

イ) 調査商品数 64,294商品

#### 「有機」等の表示調査の実施状況

ア) 「有機」等の表示がされた農産物を販売

していた店舗数 5,937店舗

・うち有機JASマークなしに「有機」等

の表示がされていた農産物を販売していた

店舗数 65店舗 (1.1%)

イ) 「有機」等の表示がされていた農産物 21,636商品

・うち有機JASマークなしに「有機」等

の表示がされていた農産物 108商品 (0.5%)

#### 中間流通業者等への遡及調査

小売店舗で確認した有機JASマーク及び「農薬不使用」等の表示のある農産物を当該小売店舗に納入した中間流通業者又は生産業者、計1,053事業者に対する遡及調査を行った結果、確認された不適正表示の事業者数は次のとおりである。

不適正な有機JASマークの貼付を行った者 3事業者

事実と異なる「農薬不使用」等の表示を行った者 16事業者

#### 残留農薬分析

有機JASマークのある農産物381点、農薬を使用せずに栽培した旨の表示のある農産物119点、合計500点を小売店で買上げ、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが残留農薬分析を実施した結果、5点から残留農薬が検出された。このため、遡及調査を実施し、原因を調査した。

#### 残留農薬が検出された原因

農薬を使用して栽培されていたもの 2点

ほ場の周辺で使用された農薬の飛来等によるもの 1点

どの過程で農薬が付着したのか特定できなかったもの 2点

### 4 米のDNA品種判別調査

米穀については、表示された品種の真正性を確認するため、年間を通じて計画的に買い上げた袋詰精米について、DNA分析を活用した品種判別を実施した。

全国の米穀専門店及び量販店から購入した精米点数 819点 (818社)

表示と異なる品種混入の可能性が認められた商品数 60点 (7.3%)

## 5 不適正な表示への対応状況

小売店舗等における生鮮食品の表示実施状況調査の結果、原産地表示等に不適正な表示が認められた12業者に対し、JAS法に基づく指示を行うとともにその旨を公表した。

有機JASマークを不正使用した1事業者に対しては、JAS法に基づく表示の除去・抹消命令を行うとともにその旨を公表した。

このほか、表示の欠落や軽微な不適正表示に対しては、その場で当該表示の改善指導を行い、後日、不適正表示の程度に応じて文書による改善指導等を行った。また、小売店舗等からの改善報告が行われた後には、改善状況の確認を行った。

問い合わせ先：農林水産省 消費・安全局 表示・規格課  
食品表示・規格監視室

担 当：石井、高崎、田中

電 話：03-3502-8111（内線 4485、4486）

03-6744-2100～2101（ダイヤルイン）

<http://www.maff.go.jp/www/press/press.html>

## 生鮮食品の品質表示実施状況調査等の結果（平成18年度）

実施機関 地方農政局、地方農政事務所及び沖縄総合事務局  
調査期間 平成18年4月～平成19年3月

### 生鮮食品の表示実施状況調査の結果

生鮮食品については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）により、「名称」及び「原産地」の表示（水産物にあつては、これに加えて、水産物品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第516号）により、冷凍したものを解凍したものである場合の「解凍」、養殖されたものである場合の「養殖」の表示。また、米穀にあつては、玄米及び精米品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第515号）により、「名称」、「原料玄米」、「内容量」、「精米年月日」及び「販売者等の氏名又は名称、住所及び電話番号」の表示）が義務付けられている。

このため、農林水産省では、平成15年4月より、全国の小売店舗において販売されている生鮮食品を対象として、これらの表示が適切に行われているかについて日常的な調査を行っている。

また、平成16年度からは、従来からの小売店舗への調査に加え、小売店舗が適切な食品表示を行うためには、中間流通業者が生鮮食品に適切に表示を行うことが必要不可欠であることから、中間流通業者が行っている表示の状況について調査を実施している。

#### 1 調査概要

小売店舗における生鮮食品の表示実施状況調査  
調査対象 : 38,169店舗（5,918,607商品）

調査内容 : (ア) 「名称」及び「原産地」（水産物にあつては、「解凍」及び「養殖」を含む。米穀にあつては、「名称」、「原料玄米」、「内容量」、「精米年月日」及び「販売者等の氏名又は名称、住所及び電話番号」）の表示状況  
(イ) 名称及び原産地の表示の真正性の確認  
(ウ) 牛肉の名称及び原産地の表示の根拠確認

中間流通業者における生鮮食品の表示実施状況調査  
調査対象 : 5,058事業所（114,597商品）

調査内容 : (ア) 「名称」及び「原産地」（水産物にあつては、「解凍」、「養殖」を含む。）の表示状況  
(イ) 名称及び原産地の表示の真正性の確認

#### 2 小売店舗における生鮮食品の表示実施状況調査結果

米穀を除く農畜水産物における店舗単位での表示実施状況

平成18年度の調査対象となった小売店舗38,169店舗のうち、米穀を除く農畜水産物を販売していた36,956店舗における「名称」及び「原産地」の表示実施状況は表1のとおりである。

「名称」の表示については、全商品に表示していた店舗は32,920店舗（89.1%）、全商品の8割未満にしか表示していなかった店舗は1,049店舗（2.8%）であった。

「原産地」の表示については、全商品に表示していた店舗は30,602店舗（82.8%）、全商品の8割未満にしか表示していなかった店舗は1,585店舗（4.3%）であった。

表1 店舗単位でみた表示実施状況(米穀を除く農畜水物)

表示 事項名	調査対象 店舗数	販売商品数に対する表示実施率									
		すべての商品に 表示		80～99%の 商品に表示		40～79%の 商品に表示		40%未満の 商品に表示		表示が全くなし	
		店舗数	%	店舗数	%	店舗数	%	店舗数	%	店舗数	%
名称	36,956	32,920	89.1	2,987	8.1	881	2.4	135	0.4	33	0.1
原産地	36,956	30,602	82.8	4,769	12.9	1,274	3.4	225	0.6	86	0.2

### 米穀を除く農畜水産物における商品単位での表示実施状況

平成18年度の調査対象店舗で販売されていた5,918,607商品のうち、米穀を除く農畜水産物に該当する5,517,208商品についての「名称」及び「原産地」の表示実施状況は表2のとおりである。

「名称」の表示がなかったものは27,186商品（0.5%）、「原産地」の表示がなかったものは56,228商品（1.0%）であった。

品目別で「名称」の欠落率が最も高かった品目は野菜で、2,204,940商品のうち17,108商品（0.8%）に欠落がみられた。

また、「原産地」の欠落率が最も高かった品目は野菜で、2,204,940商品のうち30,956商品（1.4%）に欠落がみられた。

表2 商品単位でみた表示欠落状況(米穀を除く農畜水産物)

品目	調査商品数	名 称		原 産 地	
		欠落数	%	欠落数	%
農 野菜	2,204,940	17,108	0.8	30,956	1.4
産 果物	801,541	4,808	0.6	10,868	1.4
物 その他	177,199	847	0.5	1,053	0.6
畜産物	1,426,979	661	0.0	3,300	0.2
水産物	906,549	3,762	0.4	10,051	1.1
品目計	5,517,208	27,186	0.5	56,228	1.0

### 米穀における表示実施状況

平成18年度の調査対象となった38,169店舗のうち、米穀を販売していた21,939店舗の表示実施状況は表3のとおりである。

米穀に該当する401,399商品について、表示項目のいずれかの項目に表示欠落があったものは966商品（0.2%）であった。

このうち、「精米年月日」の表示がなかったものは622商品（0.2%）、「原料玄米」の表示がなかったものは610商品（0.2%）であった。（表3）

表3 商品単位でみた表示欠落状況(米穀 小売店舗)

調査 店舗数	調査 商品数	表示欠落 商品数	表示項目別欠落商品数				
			名称	原料玄米	内容量	精米年月日	販売者の氏名等
21,939	401,399	966 (0.2%)	232 (0.1%)	610 (0.2%)	148 (0.0%)	622 (0.2%)	275 (0.1%)

注:表示欠落がある商品には、複数の表示項目が欠落しているものがある。

小売店舗で販売されていた米穀のうち、当該小売店舗が表示責任者となっていない商品であって、表示欠落があった商品については、中間流通業者に対し遡及調査を実施し、取り扱っている商品の表示状況を調査した。

その結果、当該事業所が取り扱っている1,474商品のうち、表示項目のいずれかの項目について欠落があったものは、319商品（21.6%）であった。

このうち、「精米年月日」の表示がなかったものは216商品（14.7%）、「原料玄米」の表示がなかったものは214商品（14.5%）であった。（表4）

なお、本遡及調査の結果は、小売店舗において表示の欠落があった商品についてのみ中間流通業者を対象として調査したものであり、中間流通業者における表示状況全体の傾向を示すものではない。

表4 商品単位でみた表示欠落状況(米穀 中間流通業者)

調査事業者数	調査商品数	表示欠落商品数	表示項目別欠落商品数				
			名称	原料玄米	内容量	精米年月日	販売者の氏名等
236	1,474	319 (21.6%)	58 (3.9%)	214 (14.5%)	18 (1.2%)	216 (14.7%)	69 (4.7%)

注:表示欠落がある商品には、複数の表示項目が欠落しているものがある。

#### 名称及び原産地の表示の真正性の確認(表5)

地方農政局等において、平成16年4月より、都道府県単位で、毎月、農産物、畜産物及び水産物それぞれに1品目ずつを調査対象品目として定めたことに加えて、17年4月より、地方農政局等単位で、毎月、農産物、畜産物又は水産物から1品目を調査対象品目として定め、小売店舗における名称、原産地等の表示根拠を仕入伝票、容器・包装等により確認を行っている。

平成18年度の調査対象となった小売店舗16,818店舗の83,529商品について表示の真正性の確認調査を実施した結果、表示の欠落を除く不適正な名称又は原産地の表示が112店舗（0.7%）、259商品（0.3%）でみられた。

水産物における「解凍」又は「養殖」の表示の欠落があったものは、16,373商品のうち884商品（5.4%）であった。

表5 小売店舗における表示の真正性の確認状況

品目	調査対象商品数	不適正表示等商品数
農産物	36,314	64 (0.2%)
畜産物	30,842	65 (0.2%)
水産物	16,373	130 (0.8%)
計	83,529	259 (0.3%)

#### 牛肉の名称及び原産地の表示の根拠確認(表6)

平成15年12月の米国におけるBSE（牛海綿状脳症）の発生を受け、生鮮食品の表示実施状況調査の一環として牛肉の名称及び原産地の表示の根拠確認を実施している。

平成18年度の調査対象となった小売店舗6,897店舗の116,638商品について、名称及び原産地の表示の根拠を確認した結果、表示の欠落を除く不適正な名称又は原産地の表示が11店舗（0.2%）、26商品（0.0%）についてみられた。

表6 牛肉の原産地表示等の根拠確認状況

調査店舗数	調査店舗数		調査商品数	調査商品数	
	適正表示店舗数	不適正表示店舗数		適正表示商品数	不適正表示商品数
6,897	6,886 (99.8%)	11 (0.2%)	116,638	116,612 (100.0%)	26 (0.0%)

#### 不適正な表示への対応状況

小売店舗等における生鮮食品の表示実施状況調査の結果、原産地表示に不適正な表示が認められた12業者に対し、JAS法に基づく指示と指示を行った旨の公表を行った（国による8業者及び都道府県による4業者）。

このほか、表示の欠落や名称、原産地等の軽微な不適正表示が認められた場合には、その場で当該表示の改善指導を行い、後日、表示の欠落や不適正表示の程度に応じて文書による改善指導等を行った。また、これらの小売店舗からの改善報告が行われた後には、改善状況の確認を行っている。

### 3 中間流通業者における生鮮食品の表示実施状況調査結果

#### 事業所単位での表示実施状況

平成18年度の調査対象となった中間流通業者5,058事業所のうち、一部の商品に名称又は原産地の表示欠落がみられた事業所は77事業所（1.5%）であった。

なお、「農産物」、「畜産物」、「水産物」別の中間流通業者の小売店舗への表示実施状況は表7のとおりである。

「農産物」を取り扱っている2,025事業所のうち、一部の商品に名称又は原産地の表示欠落がみられた事業所は27事業所（1.3%）であった。

「畜産物」を取り扱っている1,557事業所のうち、一部の商品に名称又は原産地の表示欠落がみられた事業所は22事業所（1.4%）であった。

「水産物」を取り扱っている1,610事業所のうち、一部の商品に名称又は原産地の表示欠落がみられた事業所は28事業所（1.7%）であった。

表7 小売店舗への表示実施状況

品目	調査対象事業所数	すべての商品に表示していた事業所数		一部の商品に表示欠落がみられた事業所数	
		数	割合	数	割合
農産物	2,025	1,998	(98.7%)	27	(1.3%)
畜産物	1,557	1,535	(98.6%)	22	(1.4%)
水産物	1,610	1,582	(98.3%)	28	(1.7%)
計	5,192	5,115	(98.5%)	77	(1.5%)

注：複数の品目を扱っている事業所があるため、調査対象事業所数計と調査対象となった中間流通業者数(5,058事業所)とは一致しない。

#### 商品単位での表示実施状況

平成18年度の調査対象となった中間流通業者が取り扱っている114,597商品のうち、269商品（0.2%）について名称又は原産地の表示欠落がみられた。

なお、「農産物」、「畜産物」、「水産物」別にみた商品の表示状況は表8のとおりである。

「農産物」において60,377商品のうち、名称又は原産地の表示の欠落がみ

られたものは119商品（0.2%）であった。

「畜産物」において27,125商品のうち、名称又は原産地の表示の欠落がみられたものは44商品（0.2%）であった。

「水産物」において27,095商品のうち、名称又は原産地の表示の欠落がみられたものは106商品（0.4%）であった。

表8 商品単位でみた表示欠落商品状況

品目	調査商品数	表示欠落商品数
農産物	60,377	119 (0.2%)
畜産物	27,125	44 (0.2%)
水産物	27,095	106 (0.4%)
計	114,597	269 (0.2%)

名称及び原産地等の表示の真正性の確認(表9)

平成18年度の調査対象となった中間流通業者5,058事業所の114,597商品について表示の確認調査を実施した結果、表示の欠落を除く不適正な名称又は原産地の表示が6事業所（0.1%）、17商品（0.0%）でみられた。

また、原産地名が仕入伝票や容器・包装に表示がされていなかったため口頭による確認のみで表示していたなど、表示の真正性の確認がとれなかったものが706商品（0.6%）あった。

なお、水産物における「解凍」又は「養殖」の表示の欠落があったものは、27,095商品のうち2商品（0.0%）であった。

表9 中間流通業者における表示の真正性の確認状況

品目	調査商品数	確認商品数		確認がとれなかった商品数
		確認商品数	不適正な表示(欠落を除く)のあった商品数	
農産物	60,377	59,872 (99.2%)	3 (0.0%)	505 (0.8%)
畜産物	27,125	27,057 (99.7%)	11 (0.0%)	68 (0.3%)
水産物	27,095	26,962 (99.5%)	3 (0.0%)	133 (0.5%)
計	114,597	113,891 (99.4%)	17 (0.0%)	706 (0.6%)

名称又は原産地の欠落表示への対応状況

小売店舗へ販売する商品に名称、原産地等の表示が欠落している場合は、その場で当該表示の改善指導を行い、後日、表示の欠落の程度に応じて文書による改善指導等を行った。また、中間流通業者からの改善報告が行われた後には、改善状況の確認を行っている。

## 有機農産物等の表示実施状況調査の結果

有機農産物については、JAS法により、有機JASマークが表示されている場合に限り「有機」や「オーガニック」等の表示（以下「有機」等の表示）を行うことができることとされている。

また、農薬や化学肥料を使用せず、又は削減して栽培した農産物の表示（以下「農薬不使用」等の表示）については、農林水産省において、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインを定め、その表示の適正化を図っているところである。

このため、農林水産省では、生鮮食品の表示実施状況調査にあわせて、全国の小売店舗において販売されている有機農産物の「有機」等の表示及び「農薬不使用」等の表示が適切に行われているかの調査、中間流通業者等に対する表示内容の根拠を確認するための遡及調査及び残留農薬分析を行った。

## 1 調査の概要

調査対象 : 10,877店舗 (64,294商品)

調査内容 : (ア) 「有機」、「オーガニック」等の表示及び有機JASマーク表示状況  
(イ) 特別栽培農産物に係る「農薬不使用」等の表示状況

## 2 小売店舗調査結果

### 調査の概況

生鮮食品の表示実施状況調査を実施した小売店舗のうち、「有機」等の表示のある農産物や、「農薬不使用」等の表示のある農産物を販売していた10,877店舗における表示実施状況は表10のとおりである。

表10 小売店舗で確認した「有機」等・「農薬不使用」等の表示のある農産物の商品数

品目	表示の調査項目		計
	「有機」等の表示のあるもの	「農薬不使用」等の表示のあるもの	
野菜	14,855	20,960	35,815
果実	3,544	1,741	5,285
米	1,897	15,563	17,460
その他	1,340	4,394	5,734
計	21,636	42,658	64,294

「有機」等の表示及び有機JASマークの表示実施状況  
「有機」等の表示のある農産物を販売していた5,937店舗の表示状況は表11のとおりである。

店舗単位でみた表示実施状況

ア) 有機JASマークが付された上で「有機」等の表示がされていた農産物を販売していたのは5,872店舗(98.9%)、有機JASマークなしに「有機」等の表示がされていた農産物を販売していた65店舗(1.1%)であった。

イ) 有機JASマークなしに「有機」等の表示がされていた農産物を販売していた店舗のうち、有機農産物でない農産物に「有機」等の表示がされていたのは60店舗(1.0%)、店頭で「有機」等の表示をする際に有機JASマークの掲示が欠落していたものは5店舗(0.1%)であった。

表11 店舗単位でみた表示実施状況

表示内容	調査店舗数(比率)
有機JASマークを付した上で「有機」等の表示がされていた農産物を販売	5,872 (98.9%)
有機JASマークなしに「有機」等の表示がされていた農産物を販売	65 (1.1%)
店頭で「有機」等の表示をする際に、有機JASマークの掲示を忘れていた	5 (0.1%)
有機農産物でない農産物に「有機」等の表示がされていた	60 (1.0%)
合計	5,937 (100.0%)

商品単位でみた表示実施状況  
 調査対象店舗で販売されていた「有機」等の表示がされていた農産物21,636商品のうち、有機JASマークを付した上で「有機」等の表示がされていた農産物は21,528商品(99.5%)、有機JASマークなしに「有機」等の表示がされた不適正な表示であった農産物は108商品(0.5%)であった。(表12)

表12 商品単位でみた表示実施状況

品目	調査対象となった農産物の商品数		
		うち有機JASマークがないもの	
野菜	14,855 (715)	59 (1)	0.4% (0.1%)
果実	3,544 (3,247)	21 (10)	0.6% (0.3%)
米穀	1,897 (111)	21 (0)	1.1% (0.0%)
その他農産物	1,340 (108)	7 (0)	0.5% (0.0%)
合計	21,636 (4,181)	108 (11)	0.5% (0.3%)

注：下段( )書は、輸入農産物の商品数であり内数である。

不適正な「有機」等の表示の実施者の状況  
 有機JASマークなしに「有機」等の表示がされた農産物を販売していた者を業者別にみると、表13のとおりである。

表13 業者別の不適正な「有機」等の表示の実施者数

業者	不適正な「有機」等の表示の実施者	
小売業者	37	(47.4%)
中間流通業者	10	(12.8%)
生産出荷者	31	(39.7%)
合計	78	(100.0%)

#### 指導状況

有機JASマークなしに「有機」等の表示がされた農産物を販売していた店舗等に対しては、その場で当該表示の除去、抹消を指導するとともに、当該不適正な表示の実施者である小売業者、中間流通業者又は生産出荷者に対しては、後日、文書による改善指導等を行った。さらに、表示責任者から改善報告が行われた後には、改善状況の確認を行っている。

### 3 中間流通業者及び生産業者に対する遡及調査の概況

小売店舗で確認した有機JASマーク及び「農薬不使用」等の表示のある農産物から一部を選定し、これら商品を当該小売店舗に納入した中間流通業者又は生産業者に対する遡及調査を行い、これらの商品の表示内容の根拠を確認した。(表14)

表14 遡及調査対象事業者数

「有機」等の表示又は「農薬不使用」等の表示のある農産物を販売していた小売店舗数	遡及調査数		
	中間流通業者	生産業者	計
10,877	440 (47)	613 (110)	1,053 (157)

(注) 括弧内は、有機JASの認定事業者であり、内数である。

#### 不適正な有機JASマークに対する措置の状況

有機JASマークの付された農産物に係る遡及調査を対象に実施したところ、3事業者において、格付が行われていない農産物に対する不適正な有機JASマークの貼付が認められた。

このうち1事業者に対してはJAS法に基づく表示の除去・抹消を命令（公表）し、残りの2事業者に対しては文書による改善指導等を行った。

#### 不適正な「農薬不使用」等の表示に対する措置の状況

「農薬不使用」等の表示が付された農産物に係る遡及調査を実施したところ、小売店5店舗、中間流通業者3事業所及び生産業者8農家等において、不適正な「農薬不使用」等の表示が認められた。

不適正な表示の実施者に対しては、改善指導を行った。（表15）

表15 不適正な「農薬不使用」等の表示に対する措置の状況

業態	不適正な事業者数	措置の状況	
		指示・公表	指導
小売店舗	5 (1)	0	5 (1)
中間流通業者	3 (0)	0	3
生産者	8 (2)	0	8 (2)
合計	16 (3)	0 (0)	16 (3)

(注) 括弧内は、残留農薬分析により判明したものであり、内数である。

## 4 残留農薬分析の実施状況

有機JASマークのある農産物381点、農薬を使用せずに栽培した旨の表示のある農産物119点、合計500点を小売店で買上げ、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが残留農薬を分析した結果、5点から残留農薬が検出された。（表16）

表16 残留農薬分析実施点数及び残留農薬検出件数

表示状況	国産品・輸入品の別	野菜	果実	米	その他	計
有機JASマーク	国産品	201 (2)	8	39	8	256 (2)
	輸入品	25	96	4	0	125
	小計	226 (2)	104	43	8	381 (2)
農薬を使用せずに栽培した旨の表示	国産品	79 (3)	4	23	0	106 (3)
	輸入品	5	8	0	0	13
	小計	84	12	23	0	119
合計	国産品	280 (5)	12	62	8	362 (5)
	輸入品	30	104	4	0	138
	小計	310 (5)	116	66	8	500 (5)

(注) 括弧内は、残留農薬が検出された点数であり、内数である。

このため、残留農薬が検出された農産物を販売していた小売店舗、中間流通業者及び生産業者に対する調査を行い、農産物に農薬が残留していた原因を確認した。

原因調査の結果、表示内容と異なり、農薬を使用して栽培されていたものが2点、ほ場の周辺で使用された農薬の飛来等によるものが1点、どの過程で農薬が付着したのか特定できなかったものが2点であった。（表17）

表17 残留農薬が検出された原因

原因	表示	点数:品目等
表示内容と異なり、農薬を使用して栽培されていたもの	農薬を使用せずに栽培した旨の表示	2点:野菜(国産品)
ほ場の周辺で使用された農薬の飛来等によるもの	有機JASマーク	1点:野菜(国産品)
どの過程で農薬が付着したのか特定できなかったもの	農薬を使用せずに栽培した旨の表示	1点:野菜(国産品)
	有機JASマーク	1点:野菜(国産品)

これらのうち、実際の栽培方法と異なった不適正な表示の実施者2事業者に対して表示の改善指導を行い、ほ場段階での農薬の付着が認められた1生産業者に対して周辺からの農薬の飛来等による農薬付着の防止の措置の徹底についての指導を行い、どの過程で農薬が付着したのか特定できなかった2生産業者のうち、1生産業者は有機認定事業を自ら廃業し、1生産業者に対しは表示根拠となる記録を保持するよう指導を行った。

## 米のDNA品種判別調査の結果

米については、国民の主食としての位置付け、銘柄米志向の更なる進行、最近における精米の不正表示の顕在化等を背景に、米の品質表示の真正性の確保に対する消費者の関心は、引き続き高い状況にある。

このため、年間を通した適正表示に向けた監視体制を継続するために、DNA分析を活用した品種判別調査を実施しているところであり、平成18年度の結果を以下のとおり取りまとめた。

### 1 DNA品種判別調査の実施状況

本調査の実施に当たっては、全国の米穀専門店を含む食品の小売販売店から精米819点を買上げてDNA分析を行った結果、うち60点(7.3%)に表示と異なる品種が混入(以下「異品種混入」という。)している疑いのある反応がみられた。(表18)

表18 品種判別の実施状況

品種区分	判別実施点数等	判別結果	
		混入認めず	混入の疑義
コシヒカリ	456点	430点	26点
あきたこまち	109点	97点	12点
ひとめぼれ	95点	89点	6点
ヒノヒカリ	56点	51点	5点
はえぬき	13点	13点	0点
キヌヒカリ	12点	9点	3点
きらら397	8点	6点	2点
ハナエチゼン	6点	5点	1点
ミルキクィーン	10点	9点	1点
ササニシキ	7点	7点	0点
ほしのゆめ	13点	12点	1点
ハツシモ	8点	6点	2点
ななつぼし	5点	4点	1点
こしいぶき	5点	5点	0点
つがるロマン	8点	8点	0点
日本晴	3点	3点	0点
夢つくし	1点	1点	0点
あいちのかおり	2点	2点	0点
あさひの夢	1点	1点	0点
ゆめあかり	1点	1点	0点
計	819点	759点	60点
(実販売者数)	(818社)	(759社)	(59社)

## 2 遡及調査の実施状況

DNA品種判別調査により異品種混入が疑われる商品に対しては、表示責任者が広域業者の場合にあっては国が、県域業者の場合にあっては都道府県が主体となって原因究明のための遡及調査を実施したところである。

その結果、表示責任を有する50社に不十分な工程管理等の異品種混入につながる原因があったことが判明した。また、6社は善良な品質管理が行われており、異品種混入の原因を明確にするには至らなかった。(表19)

なお、異品種混入の原因が判明した50社については、口頭又は文書による指導を行い、このうち、JAS法に基づく指示に至った事業者は3社(広域業者2社、県域業者1社)であった。

表19 遡及調査の実施状況

	調査業者数	指導者等	販売業者等においては 善良な管理が行われて いたと判断されるもの	調査中
		販売者等に発生 原因があるもの		
広域業者	4	4	0	0
県域業者	55	46	6	3
合 計	59	50	6	3